平成２１年（フ）第６０９号
滋賀県草津市上笠２丁目15番14―243号　笠縫の里
債務者　清水　寿恵
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６２４号
滋賀県高島市安曇川町青柳2032番地132
債務者　小林　昭子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６３４号
滋賀県栗東市辻651番地５
債務者　林　　貴之
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１３５６号
京都市山科区御陵原西町50番地４　御陵住宅102号
債務者　弓削多昌子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５２２号
京都市下京区下之町56番地　市営住宅23棟401
債務者　林　　和美（旧姓島村）
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５２８号
京都市北区小山上初音町23番地　片岡ビル５Ｆ、住民票上の住所滋賀県高島市新旭町深溝121番地
債務者　さかなやてんまんこと　大野　啓介
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５２９号
京都市北区小山上初音町23番地　片岡ビル５Ｆ
債務者　大野　章恵
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７６５号
京都市左京区高野蓼原町83番地１
債務者　畑瓦店こと　畑　　眞二
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７６８号
京都市右京区梅津開キ町28番地の24
債務者　藤田　雅也
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７７１号
京都市右京区常盤柏ノ木町７番地５　グリーンパーク樫の木パートⅠ306
債務者　岩佐　浩之
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７７２号
京都市右京区常盤柏ノ木町７番地５　グリーンパーク樫の木パートⅠ306
債務者　岩佐　幸恵
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９２３号
京都府城陽市平川室木30番地の２
債務者　藤原　直子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９７８号
京都市伏見区石田西ノ坪１番地　住宅公団醍醐石田団地10―203
債務者　飯塚　正治
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第６５２号
兵庫県赤穂市塩屋2109番地塩屋西団地２―402
債務者　近藤　　誠
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７０４号
兵庫県姫路市大津区天神町２丁目117番地エミール天神Ｂ―102
債務者　坂元　敏朗
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７１５号
兵庫県姫路市飾磨区山崎551番地４
債務者　福岡　　篤
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３０７号
鳥取県鳥取市緑ケ丘１丁目14番10号　シグロ21―102号、旧住所鳥取県鳥取市桂見552番地11
債務者　藤井　光則
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
鳥取地方裁判所民事部